

## 茨木市自殺対策推進会議設置要綱

### (設置)

第1 本市における自殺対策推進の取組について必要な事項を検討し、自殺対策の円滑な推進を図るため、茨木市自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 茨木市自殺対策計画の推進に関すること。
- (2) 自殺対策推進の諸課題に係る情報の収集及び整理に関すること。
- (3) 自殺対策に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 自殺対策関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他自殺対策推進に関し必要な事項

### (組織)

第3 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は健康医療部長職相当の職にある者を、副会長は健康づくり課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (推進会議)

第4 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が推進会議に出席できないときは、当該委員が指名する職員を代理者として出席させることができる。

### (実務者会議)

第5 推進会議に、自殺対策についての情報交換を行い、啓発活動その他の具体的取組について検討させるため、実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、別表第2に掲げる課の職員のうちから推薦された者をもって組織する。
- 3 実務者会議に座長を置き、健康づくり課長の職にある者をもって充てる。
- 4 実務者会議は、会長が招集し、座長がその進行及び総合的な連絡調整を行う。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

(意見の聴取等)

第6 会長が必要と認めたときは、会議を組織する者以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7 推進会議の庶務は、健康医療部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

#### 別表第1 (第3関係)

人事課長、人権・男女共生課長、地域福祉課長、長寿政策課長、生活福祉課長、障害福祉課長、こども政策課長、子育て支援課長、保育幼稚園総務課長、産業振興課長、市民生活相談課長、社会教育振興課長、学校教育推進課長、教育センター所長、救急管理課長
--

#### 別表第2 (第5関係)

人事課、人権・男女共生課、地域福祉課、長寿政策課、生活福祉課、障害福祉課、健康づくり課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、産業振興課、市民生活相談課、社会教育振興課、学校教育推進課、教育センター、救急管理課
---